

令和6年度 平山小学校いじめ防止基本方針

【いじめの定義といじめに対する本校の基本認識】

「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）（妙）（定義）第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【令和3年3月改定 鹿児島県教育委員会発行「いじめ対策必携」より抜粋】

【いじめ防止に関する基本的な考え方・理念】

- いじめは絶対に許されない行為である。
- いじめはどの子どもにも、どの学校でも起りうるという認識のもと、一件でも多く解決する。
- いじめ防止の根本は、校長をはじめとする教職員のいじめ問題の認識及びそれに対する姿勢にある。

【心の教育推進委員会】

<内容>

- ・ 年間を通した取組等についての検討
- ・ 年間の活動を検証し、次年度への計画の作成
- ・ 児童の状況把握とその共通理解及び具体策の検討

<構成>

- ・ 管理職 ・ 生徒指導係 ・ 担任 ・ 養護教諭 ・ 必要に応じて関係者や外部専門家

【学校の取組】「いじめは絶対に許さない」という教育環境・風土づくり

- 人権・いじめ問題を考える週間の設定
- 学期1回のアンケートの実施（学校生活アンケート、学校楽しいーと、児童による学校評価）
- 人権教室の実施（年2回）
- 児童会活動、学級活動等での自己有用感・存在感を高める活動の充実
- 教育相談での児童の悩み等を受け止める相談活動の充実
- 縦割り班活動による仲間意識の醸成
- 道徳（特）教育による思いやり・助け合い等の心の教育の充実
- 特色ある教育活動による良さを認め合う活動の充実
- 生徒指導体制の充実と職員一人一人の危機意識の醸成
- 日常の学校生活における児童一人一人の詳細な実態把握

【PTAとの連携】

- 家庭学習強調週間、歯ッピータイムウイーク、
一家庭一家訓等を活用した生活習慣の確立
- 学級PTA、PTA総会での情報交換
- 各種活動を通した仲間意識の醸成
- 保護者と学校との緻密な連絡体制づくり

【町教委・関係機関との連携】

- 日常的な警察との情報交換
- 学校関係評価委員会等各種団体との情報交換
- 町教育委員会からの指導と情報の共有化
- スクールカウンセラー等
- 各種研修会等での情報の提供
- 月例報告による事例の確実な把握と報告

月	児童関係	職員関係	検証関係
4	人権・いじめ問題を考える週間(毎月) 家庭訪問 学校生活アンケート	基本方針の確認 校内研修(生徒指導事例研究)	年間活動計画の検討と共通理解 生徒指導の状況把握と共通実践(毎月)
5			
6	学校楽しいーと 教育相談		
7	学校評価	・生徒指導連絡会 (毎週木曜日・職員朝会後)	学期の反省と次学期の具体策検討 アンケートの分析
8			
9	学校生活アンケート	・心の教育推進委員会	
10	学校楽しいーと		
11			
12	わいわいトーク 学校評価		学期の反省と次学期の具体策検討 アンケートの分析
1	学校生活アンケート		
2	学校楽しいーと 人権教室		
3	学校評価		年間の反省と次年度の具体策検討